【別紙１】

写

雇児発第４８８号
社援発第１２７５号
老発第２７４号
平成１３年７月２３日

都道府県知事
各　指定都市市長　殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について

社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）に対する指導監督については、厚生省内に設置した「施設整備業務等の再点検のための調査委員会」において、法人及び施設の指導監督等に係る業務の適正化を図るための改善措置等について検討した結果に基づいて、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成９年３月２８日社援企第６８号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）により改善策等をお示ししてきたところであります。

今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成１１年法律第８７号）の施行、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成１２年法律第１１１号）の公布・施行、「社会福祉法人の認可について」（平成１２年１２月１日障第８９０号・社援第２６１８号・老発第７９４号・児発第９０８号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等関係通知の改正等を踏まえ、旧通知を廃止し、新たに下記のとおり定めることといたしましたので、当該通知を踏まえ、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監督を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、２、４及び５（３）～（５）を除き地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。

記

１　法人認可に係る審査について

（１）　法人の認可申請の審査に当たっては、「社会福祉法人の認可について」（平成１２年１２月１日障第８９０号・社援第２６１８号・老発第７９４号・児発第９０８号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等に基づき、特に資金計画、理事会の構成等について厳格な審査を行われたいこと。特に、同一人物が複数の法人を設立しようとする場合には、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等につき、十分な審査を行われたいこと。

（２） 法人の審査に当たっては、施設整備を優先するあまり法人認可の審査がおろそかになることはあってはならず、施設整備の必要性から離れて独自の判断による審査を行うよう留意されたいこと。このため、施設整備担当以外の関係課、部局を加えた庁内審査会を設置するなど、内部けん制機能を確保した合議制による審査体制により、的確な審査を行われたいこと。

なお、施設整備に係る国庫補助協議に当たっては、当該審査を経ていることを条件とするものであること。

（３） 国庫補助金及び社会福祉・医療事業団の融資を受けて施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行われたいこと。

このため、従来、社会福祉・医療事業団の融資については、国庫補助内示後に融資申込を受け付け、審査を実施していたが、今後は、法人を新設して施設整備を行うものであって、毎年１月末日までに国庫補助協議申請と併せ、都道府県市の意見書を添えて事業団融資の申込を行った案件については、国庫補助協議と並行して融資審査を実施し、都道府県市における法人の認可及び国における補助事業の決定との連携を図ることとしていること。この並行審査の実効を期すため、国庫補助協議を行うことが確実に見込まれる案件については、前年の１０月以降順次融資申込を行うこと（この場合、意見書の提出は１月末日までに行うこと）。

（４） （１）～（３）については、民間公益補助事業による施設整備についても、原則として同様の取扱いとすることが適当であること。

２ 施設整備に係る審査等について

（１） 施設整備に係る国庫補助協議に際しては、毎年国が示す協議基準にのっとり、十分な審査を経て行われたいこと。

（２） 国庫補助協議の対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性等について、施設整備の担当課や部局のみの審査によらず、関係他課、他部局の参加、地方社会福祉審議会の活用等合議制による審査を実施されたいこと。

なお、国庫補助協議については、当該審査を経ていることを条件とするものであること。

（３） 協議対象施設の選定が偏っていないか、既存の施設に比べ新設の法人が不当に有

利な扱いになっていないか、行政関係者が関わっている施設が優先されているのではないか等の疑惑を招くことがないよう、適正かつ公平な審査の実施に努められたいこと。

（４） 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において、設置主体の名称及び事業計画（施設名称、施設種別、定員、工事区分）の公表を行われたいこと。

また、新たに法人を設立して整備する施設については、設立準備委員会の名称に加え、役員就任予定者も公表すること。また、設置主体と運営主体が異なる場合には、運営主体の名称も公表すること。

（５） （１）～（４）については、民間公益補助事業による施設整備についても同様の取扱いとすることが適当であること。

３ 法人に対する指導監督の徹底について

（１） 法人監査は、施設又は事業（以下「施設等」という。）の監査と極力並行して実施されたいこと。また、施設整備中の法人についても、法人監査の実施に努められたいこと。

（２） 法人監査は、一般監査と特別監査とすること。このうち一般監査は、運営に問題のない法人については実地監査を２年に１回としても差し支えないこと。ただし、実地監査を行わない年にあっては書面による監査を行うこと。

また、特別監査は、問題を有する法人を対象に随時実施するものとすること。

なお、当該年度における法人監査の実施計画については、年度当初に策定するものとし、少なくとも監査対象法人、重点事項、実施時期及び具体的方法について明らかにすること。

（３） 法人監査の所管が複数の課にまたがる場合は、総合調整部門を設け、統一された方針の下に指導監査を実施されたいこと。

（４） 監査担当職員の確保及び当該職員の研修の充実等人的体制の強化について格別の配慮をされたいこと。

（５） 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行われたいこと。

特に、「現況報告書」に添付される財務諸表については、各会計単位ごとの審査はもちろんのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底されたい

こと。

（６） 法人監査の結果是正改善を必要とする場合は、個別的にその事実の発生原因の究明を行うとともに、是正改善すべき内容を文書により指導し、その是正改善状況を確実に確認されたいこと。

なお、いわゆる不祥事案が発生した場合には、速やかに特別監査を実施し、当省（地方厚生局を含む。）との連絡を密にし、迅速に善後策を講じられたいこと。

（７） 法人監査に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。

ア 利用者の処遇等に影響を及ぼすような悪質なケース及び放漫な経営態度が見られる場合には、措置権者等の協力を得て、新規入所の停止又は利用者の他の施設への措置替え等を行うこと。

イ 運営費の不当支出、職員の未充足等の事態に対しては、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民間施設給与等改善費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずること。

ただし、遡及適用は行わないこと。

ウ 「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成５年社施第３９号）による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。

（８） 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、（７）による制裁措置のほか、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によっては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社会的責任を明確にするため、氏名の公表等も検討されたいこと。

（９） 法人の理事長等に対する研修会等の機会をも積極的に活用して、指導の強化を図られたいこと。

４ 施設等に対する指導監督の徹底について

（１） 施設等監査は、適正な施設等の運営を確保する見地から、利用者の処遇面、経営面、施設設備等事業運営の全般にわたって行うことを目的とするものであり、単なる経理監査や形式的な指示指摘にとどまる監査であってはならないものであること。

特に、経理及び利用者の処遇等に関する指導に当たっては、個々の事業者の経営努力、特殊事情等をも勘案し、機械的、画一的指導に陥ることなく円滑な運営の確保を図ることに意を用いること。

（２） 道府県所管法人が指定都市又は中核市において施設等を経営している場合における施設等監査にあっては、法人監査を行う道府県と十分連携を行い実施すること。

（３） 監査を行う施設等が衛生部（局）等の他部（局）の監督下にある場合には、当該部（局）との緊密な連携の保持に配慮されたいこと。

（４） ３（２）～（４）、及び（６）～（８）については、施設等監査についても同様の取扱いとされたいこと。

５ 指導監督上の留意事項について

（１） 法人の役員等

ア 法人の理事会はその運営の適否を左右する最も重要な機関であることから、定款の定めに従って適正な運営がなされ、議決事項について実質的な審議が行われるよう指導の徹底を図られたいこと。

イ 法人の公共性を確保するとともに、その適正な運営がなされるよう、法人の役員の選任に際し、各役員について親族等の特殊の関係にある者が関係法令等に定める数を超えて就任しないよう指導の徹底を図られたいこと。

ウ 法人の監事は監査機関として法人の業務執行及び会計の適正を確保すべき機関であることから、関係法令等に定める要件を満たす者から選任され、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第４０条に定める職務を行うに当たってその独立性が確保されるよう指導の徹底を図られたいこと。

（２） 施設整備関係

ア 無理な資金計画が不祥事案につながるケースが多いので、施設整備計画を認める際に十分に審査を行うことはもとより、整備後においても資金計画の履行状況を常に把握し、不十分な点がある場合には、改善されるまで施設設置の認可を保留するなどその都度強力な指導を行われたいこと。

特に寄附金に係る資金計画については、その履行状況を十分点検する必要があること。また、指定寄附金の適正な審査が行われるよう、各都道府県共同募金会に対し必要な指導及び協力を行われたいこと。

イ　建設業者からのリベートや二重契約は絶対に避けなければならないことはいうまでもない。したがって、施設建設工事に係る契約手続については、都道府県市が行う公共事業の扱いに準じて適切に行うとともに、あらかじめ都道府県市に入札参加業者を届け出るよう指導し、届出のあった業者について工事実績等に不適切な点があれば法人に適切な助言を行われたいこと。

なお、社会福祉施設の整備を行う法人が、国庫補助事業を行うために契約を締結した相手方（以下「建設請負業者等」という。）から多額の寄附を受けることについては、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されているのでこの点に留意すること。

また、法人が建設工事契約を締結した場合には、その内容について報告を求め、不正の点がないか確認されたいこと。

さらに、施設建設工事に係る契約において、一括下請負契約は妥当ではなく、国庫補助の対象としないこととしているので、特に留意すること。

ウ　入札を行う場合には、監事や、複数の理事（理事長を除く）及び評議員（理事長の６親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係のある者」を除く。）を立ち会わせるよう指導されたいこと。この場合、地元市町村職員の立ち会いを求めることも適当であること。

入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額）を都道府県市に届け出るよう指導し、都道府県市において当該入札結果（入札金額を除く）を一般の閲覧に供されたいこと。また、法人においても入札結果を一般の閲覧に供するよう指導されたいこと。

エ　施設建設に当たり、当初計画に従った建設が進行しているか否かの実情を確認するため、建設工事中間時点及び工事完了時点において、工事監理者及び請負業者立会いのもとで、可能な限り公共事業担当部局との連携を図りつつ、現地調査を行われたいこと。

また、併せて、工事の一部を下請業者が行う場合には、法人に対し、当該下請業者の商号又は名称その他必要な事項を確認するよう指導するとともに、都道府県市においても、現地調査においてこれらを確認されたいこと。

オ　アからエまでに規定する取扱いは、民間公益補助事業による施設整備についても

同様であること。

カ　事業規模の縮小（整備費等の減額）等社会福祉・医療事業団借入金の限度額に変更が生じる場合があるので、事業完了時点における当初計画との突合等により事実把握に努めるとともに、あらゆる機会を通じて所要の届出を行うよう周知徹底を図られたいこと。

キ　リースによる設備の整備は、設備整備費国庫補助の対象にならないので、十分点検されたいこと。

（3）　施設運営関係

ア　いわゆる二重帳簿を作成し、又は証ひょう書類を改ざんするなどにより運営費を不正に使用するような事案が生ずることのないよう、会計諸帳簿と証ひょう書類を照合するとともに、必要な場合は取引先の確認を行われたいこと。特に、その際、職員給与と給与台帳との突合、購入物品との突合等に配意すること。

また、会計責任者と出納職員との兼務を避け、内部けん制組織を確立するとともに、必要に応じ適宜監事に諸帳簿等を検査させるなどの内部体制の整備について指導を徹底されたいこと。

イ　運営費の管理、運用については、それが公費を主たる財源としていることからも、特に適正を期する必要があるので、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うよう指導されたいこと。

ウ　運営費の当該法人内の各施設会計、本部会計又は収益事業等の特別会計への資金の貸借については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであり、この場合、必ず本部会計を経由するよう指導されたいこと。

なお、当該法人内の各施設会計、本部会計又は収益事業等の特別会計以外への貸付は一切認められないこと。

エ　物品の購入等については、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われているかを確認されたいこと。不適正な契約が行われている場合には、その是正について指導を徹底されたいこと。

オ　施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて多額であるような場合は、長期的に安定した施設運営を確保する上で問題が大きいと思料されるので、財源等の実態をよく把握し、その指導に万全を期されたいこと。

（4）　施設利用者等の処遇

ア　施設利用者の処遇は、利用者のおかれる個別的、客観的事情を十分考慮し、その特性に応じた個々の処遇方針の下に、適切、かつ、効果的に行われるよう指導すること。

イ　施設利用者の処遇は、利用者と施設職員との信頼関係を基調とするものであるから、相互の円滑な人間関係を確保するよう指導すること。

ウ　施設利用者の日常生活の指導等に当たっては、食事の内容、被服、保健衛生等への配慮はもとより、教養の向上、機能回復訓練、施設内作業、レクリエーション、その他余暇の善用等、豊かな生活を送らせるための配慮をさせるよう指導すること。

特に、給食については、栄養、カロリーの確保に留意し、特に栄養士の設置されていない施設については、所要カロリーが摂取されるよう指導すること。

エ　施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要し、これを不正に使用するなどの事案が生ずることのないよう厳に指導されたいこと。

また、施設利用者からの預り金の適正な保管及び処理について十分点検されたいこと。

オ　身体障害者更生援護施設、授産施設等施設利用者に作業指導、機能訓練等を行う施設にあっては、対象者の身体的機能及び能力、作業意欲等に応じた科目を選定し、効果ある指導、訓練が行われるよう配意すること。

また、この場合、作業設備の機械化に伴って作業中の事故が多くなっていることに鑑み、これが事故防止対策についても十分配意すること。

（5）　安全対策

火災等に対する災害事故防止については、施設利用者の特殊性に鑑み、その対策には特段の配慮が必要であるので、防災設備の点検整備はもとより、平素から所轄消防機関との連携を密にするとともに、火災の予防、避難訓練等を十分に行い、非常災害の際の利用者の安全対策に万全を期すよう指導すること。

（6）　その他

ア　社会福祉法人会計基準制定の趣旨を徹底させるとともに、会計諸帳簿を整備し、適正かつ明確な会計事務処理が行われるよう繰り返し指導されたいこと。

イ　法人の理事長等が医療事業等他の事業を経営している場合、資金の混同等を生じるおそれがあるので、特に留意されたいこと。

ウ　資産管理の状態及び借入金の有無については、極力登記簿謄本による確認も行わ

れたいこと。

エ　法人印及び代表者印の管理について、管理者が定められているなど管理が厳正に行われているかどうか十分に点検されたいこと。

【別紙２】

参考(改正後の通知全文)
社援基発第1005003号
平成１７年１０月５日
一　部　改　正
社援基発第0215003号
平成１９年２月１５日

都道府県
各　指定都市　民生主管部（局）長　殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

社会福祉施設整備の競争契約における最低制限価格制度の取扱いについて

社会福祉施設の整備を行うに当たっては、その適正な実施のため、平成１７年１０月５日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」において、交付の条件として、地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならないこととしているところであります。

しかしながら、会計検査院において、社会福祉施設の競争契約における最低制限価格制度の運用状況についての検査が行われ、その結果、都道府県市の設定方法を参考にしないまま予定価格に対し著しく高率の最低制限価格を設定しているものがあった旨指摘がありました。

つきましては、社会福祉施設の整備事業のより一層の適正かつ経済的な執行を図るため、地方公共団体以外の者が、競争入札において最低制限価格を設定する必要がある場合は、その設定方法について下記のとおり取り扱われるよう、貴管内において補助事業を行う社会福祉法人等に対して、周知徹底方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、最低制限価格制度の適用についても交付の条件として、厳格な審査及び指導を行われますようお願いいたします。

なお、下記取扱いが円滑に行われますよう、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成１３年７月２３日雇児発第４８８号、社援発第１２７５号、老発第２７４号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づく法人からの入札前・契約締結時の報告に際しては、最低制限価格の設定状況についても必要な指導、確認を行われますようご配慮願います。

記

最低制限価格を設定する場合の具体的取扱い

（１）最低制限価格の設定については、都道府県市が実施する公共工事等の契約手続きに準拠し、工事請負契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要と認められる場合に設定できるものである。

（２）補助事業等を行う社会福祉法人等が特に必要と認めて最低制限価格を設定する場合は、都道府県市が実施する公共工事等において最低制限価格を設定する際の算定方法に準じて算出した額とすること。

（３）（２）による設定額を超える場合は、別途、合理的な設定根拠が求められるものであること。この場合、国庫補助基準額を設定根拠とすることは合理的な根拠とは認められないこと。

【別紙３】

入札条件の検討について

１．落札業者に請負代金の前払金を行うか検討すること。

法人が法的に前金払を行わなければならない義務はなく、法人の自主的判断となる。

○　法人が前金払を行う場合には、仮に工事の出来高が前金払の支払額以下の時点で建設業者が急遽倒産した場合、法人が不利益を受けることがあるため、法人としては請負業者に前金払の保証契約を保証会社と締結させ、法人へ保証証券を提出させておくことが得策と考えられる。
○　ただし、請負業者が保証会社と前金払の保証契約を締結するためには、工事請負契約約款の記載に前金払に関する条項が必要である。
○　また、設計図書の閲覧及び現場説明時には、前金払について支払うか、支払わないかを説明すること。
○　前金払を支払う場合には、別紙５「競争契約入札心得」第７の前金払の特約の欄が適用となるよう様式４（指名競争入札の場合は、様式１２）指名通知に「第２から第５まで」に加えて「第７」を含めておくこと。ただし、上記「第７」の内容が適合する場合のみ。
（適合しない場合には訂正し使用すること。）

２．落札業者に契約保証金を納付させるか検討すること。

法人が法的に契約保証金を納付させなければならない義務はなく、法人の自主的判断となる。

○　徳島県の公共工事においては、請負業者が工事途中で急遽倒産した際等に、再度工事を発注する費用等として、請負業者に契約保証金を納めなければならないとしている。（契約金額の１０分の１以上の契約保証金を納付し、又はその納付に変わる担保を提供して契約を結ばなければならない。）
○　ただし、法人が契約保証金を納付させる場合には、工事請負契約約款に契約保証金に関する条項が必要である。
○　また、設計図書の閲覧及び現場説明時には、契約保証金について納付させるか、納付させないかを説明すること。
○　**なお、徳島県は請負契約時における工事完成保証人制度は廃止しているので設定しないこと。**
○　契約保証金を納付させる場合には、別紙５「競争契約入札心得」第６の契約の締結の欄が適用となるよう様式４（指名競争入札の場合は、様式１２）指名通知に「第２から第５まで」に加えて「第６」も含めておくこと。ただし、上記「第６」が適合する場合のみ。（適合しない場合には訂正し使用すること。）

【別紙４】

徳島県建設工事請負業者選定要綱第３条別表に基づく業者の格付等級等及び発注上限金額

（Ｒ２．４．１改正）

建設工事の種類	等級	格付点数	発注上限金額
土木一式工事 とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事 水道敷設工事	特Ａ	１，３２２以上	－－－－－－－－－－－－
	Ａ	８００以上	２億円未満
	Ｂ	６８４以上	５０００万円未満
	Ｃ	３８１以上	２０００万円未満
	Ｄ	３８０以下	１０００万円未満
建築一式工事	特Ａ	１，０４６以上	－－－－－－－－－－－－
	Ａ	７８９以上	２億円未満
	Ｂ	６０７以上	７０００万円未満
	Ｃ	６０６以下	２５００万円未満
電気工事	Ａ	９００位上	－－－－－－－－－－－－
	Ｂ	７８０位上	４０００万円未満
	Ｃ	７７９以下	２０００万円未満
電気通信工事	Ａ	８００以上	－－－－－－－－－－－－
	Ｂ	５００以上	２０００万円未満
	Ｃ	４９９以下	５００万円未満
管工事	Ａ	７８０以上	－－－－－－－－－－－－
	Ｂ	７１０以上	３０００万円未満
	Ｃ	７０９以下	１５００万円未満
鋼構造物工事	Ａ	９８０以上	－－－－－－－－－－－－
	Ｂ	８００以上	４５００万円未満
	Ｃ	７９９以下	２０００万円未満
ほ装工事	Ａ	９１０以上	－－－－－－－－－－－－
	Ｂ	７８０以上	３０００万円未満
	Ｃ	７７９以下	１０００万円未満
しゅんせつ工事	Ａ	７６０以上	－－－－－－－－－－－－
	Ｂ	６３０以上	４５００万円未満
	Ｃ	６２９以下	２０００万円未満
塗装工事	Ａ	７４０以上	－－－－－－－－－－－－
	Ｂ	６６０以上	－－－－－－－－－－－－
	Ｃ	６５９以下	５００万円未満
防水工事	Ａ	７４０以上	－－－－－－－－－－－－
	Ｂ	６８０以上	－－－－－－－－－－－－
	Ｃ	６７９以下	５００万円未満
機械器具設置工事	Ａ	７００以上	－－－－－－－－－－－－
	Ｂ	６５０以上	１０００万円未満
	Ｃ	６４９以下	５００万円未満
造園工事	Ａ	７６０以上	－－－－－－－－－－－－
	Ｂ	６４０以上	－－－－－－－－－－－－
	Ｃ	６３９以下	５００万円未満
解体工事	Ａ	８００以上	－－－－－－－－－－－－
	Ｂ	６００以上	４０００万円未満
	Ｃ	５９９以下	１５００万円未満
その他	※		

（注）１．適格業者の選定は、建設工事の種類の等級別発注上限金額に対応する等級以上の等級の資格を有する業者のうちから選定するものとする。

２．県外建設業者については、上記「格付点数」を「総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書)」に読み替えるものとする。

（本表「格付点数」及び「発注上限金額」は、県土整備部が行う改正に併せて変更する。）

【別紙５】

競　争　契　約　入　札　心　得

（最終改正平成３１年４月１日）

（目　的）

第１　建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合において、入札参加者は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、徳島県契約事務規則（昭和３９年徳島県規則第３９号。以下「規則」という。）その他法令を遵守するほか、この心得の定めによるものとする。

（入札に関する留意事項）

第２　入札参加者は、県が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。

２　入札書は、様式１により作成し封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札箱に投入しなければならない。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、入札書締切日時までに提出しなければならない。

３　入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は（電子入札システムによる入札の場合は、一度提出した後は）、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。

４　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。

５　代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合	復代理人の場合
住　所	住　所
商号又は名称	商号又は名称
代表者　氏名	代表者　氏名
代理人　氏名　　印	代理人　住所
	商号又は名称
	氏名
	復代理人　氏名　　印

（入札の辞退）

第２の２　指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（１）　入札執行前にあっては、入札辞退届（様式２）を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

（２）　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

３　電子入札システムによる入札の場合は、入札書提出締切日時までに、入札書提出前に限り辞退届を提出することができる。

４　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者もしくは、疑いのある者はこの限りでない。

（公正な入札の確保）

第３　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札のとりやめ等）

第４　入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

２　入札参加者が１人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

（当該入札が無効となる事項）

第５　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）　記名押印のない入札（電子入札による場合は、電子認証書を取得してない者のした入札）

（２）　入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

（３）　同一事項に対してした２通以上の入札

（４）　他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

（５）　委任状を持参しない代理人が行った入札

（６）　入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札

（７）　明らかに連合によるものと認められる入札

（８）　前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

（契約の締結）

第６　落札者は、契約書の案に記名捺印し、落札決定の通知を受けた日から起算して、７日（業務委託契約においては、５日）以内に、契約金額の１０分の１（予定価格が１０億円以上の建設工事にあっては、１０分の３）以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。（建設工事においては設計金額が５００万円未満のとき、業務委託においては設計金額が２０００万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。）

２　前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

３　落札者は、前２項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

（前金払の特約）

第７　請負金額及び受託金額が１００万円以上である場合は、契約締結時に、申し出により１０分の４以内（業務委託にあっては１０分の３以内）の前金払をすることができる。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払をしない。

２　請負金額が１００万円以上の工事である場合は、前項の規定による前金払をした後、申し出により１０分の２以内の中間前金払をすることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

【別紙 6】　**一般競争入札による契約事務のフロー（標準日数）**

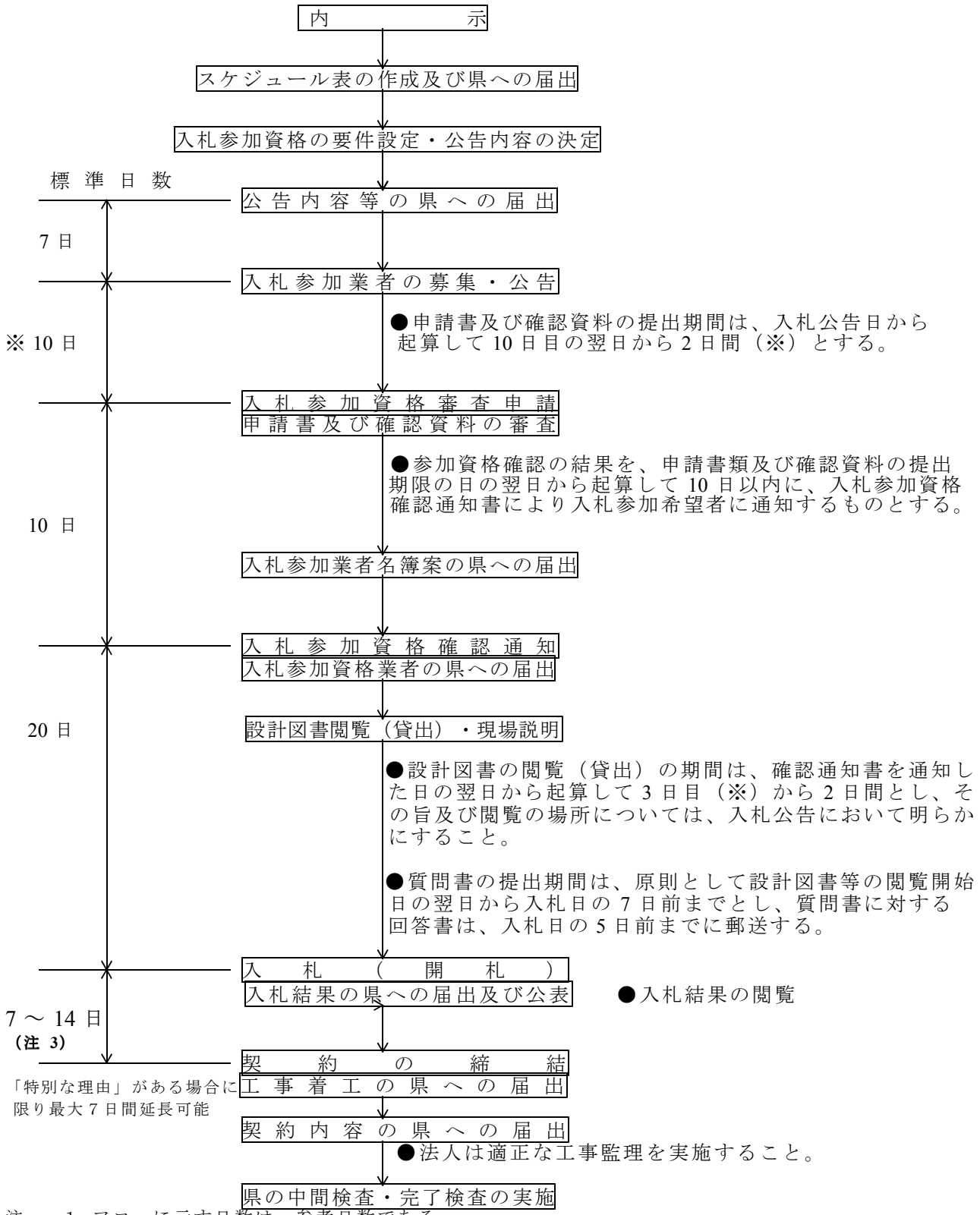

注：　1　フローに示す日数は、参考日数である。
　　2　※の日数は、土曜、日曜、祝日等を含まない。
　　3　「特別な理由」とは、原則として、落札者に帰責事由がなく、やむを得ないと認める場合に限ることとし、落札者から書面（任意様式）による申し出を受けた場合に適用できるものとする。

【参考資料】

一般競争入札による契約事務のフロー

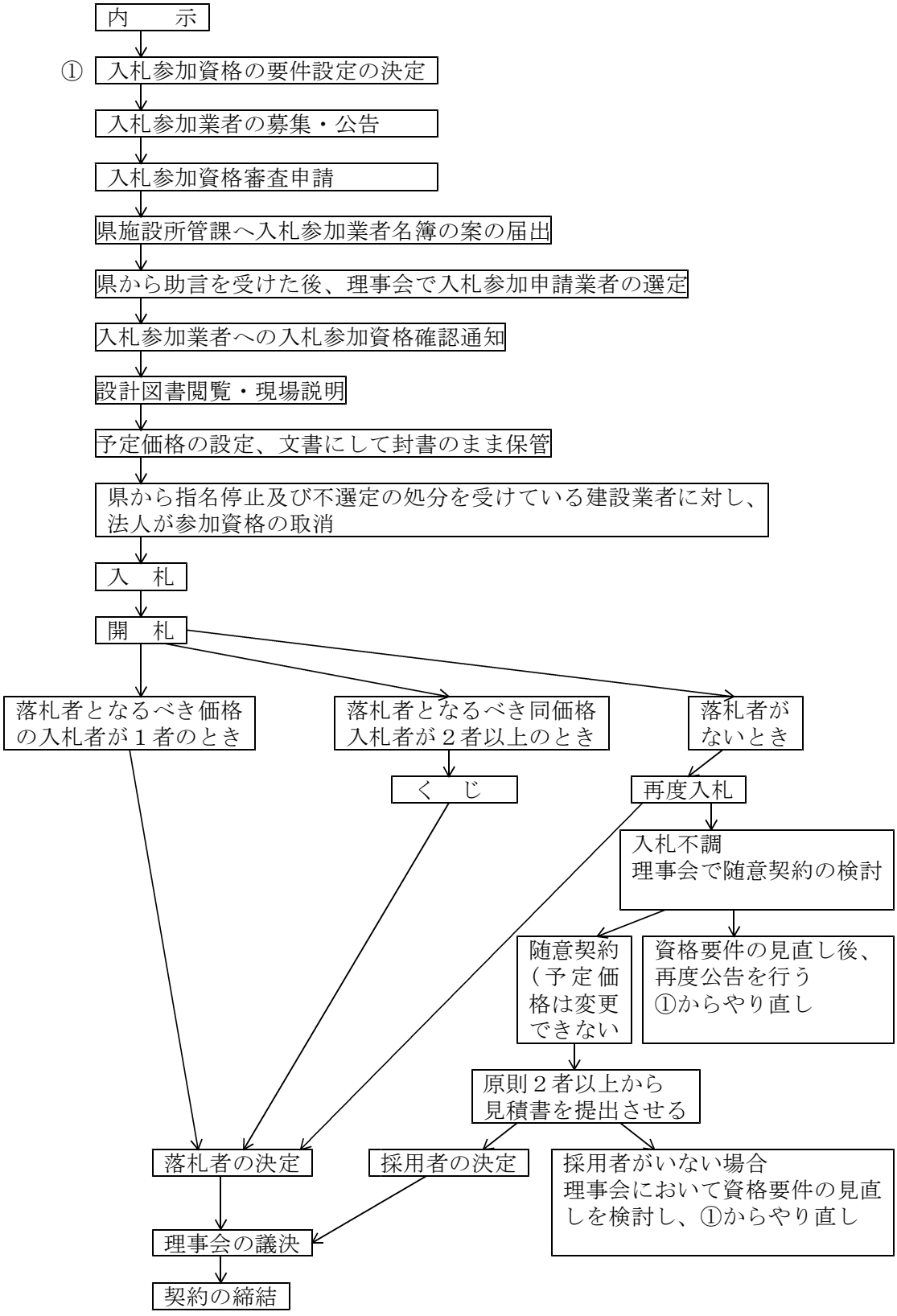

指名競争入札による契約事務のフロー

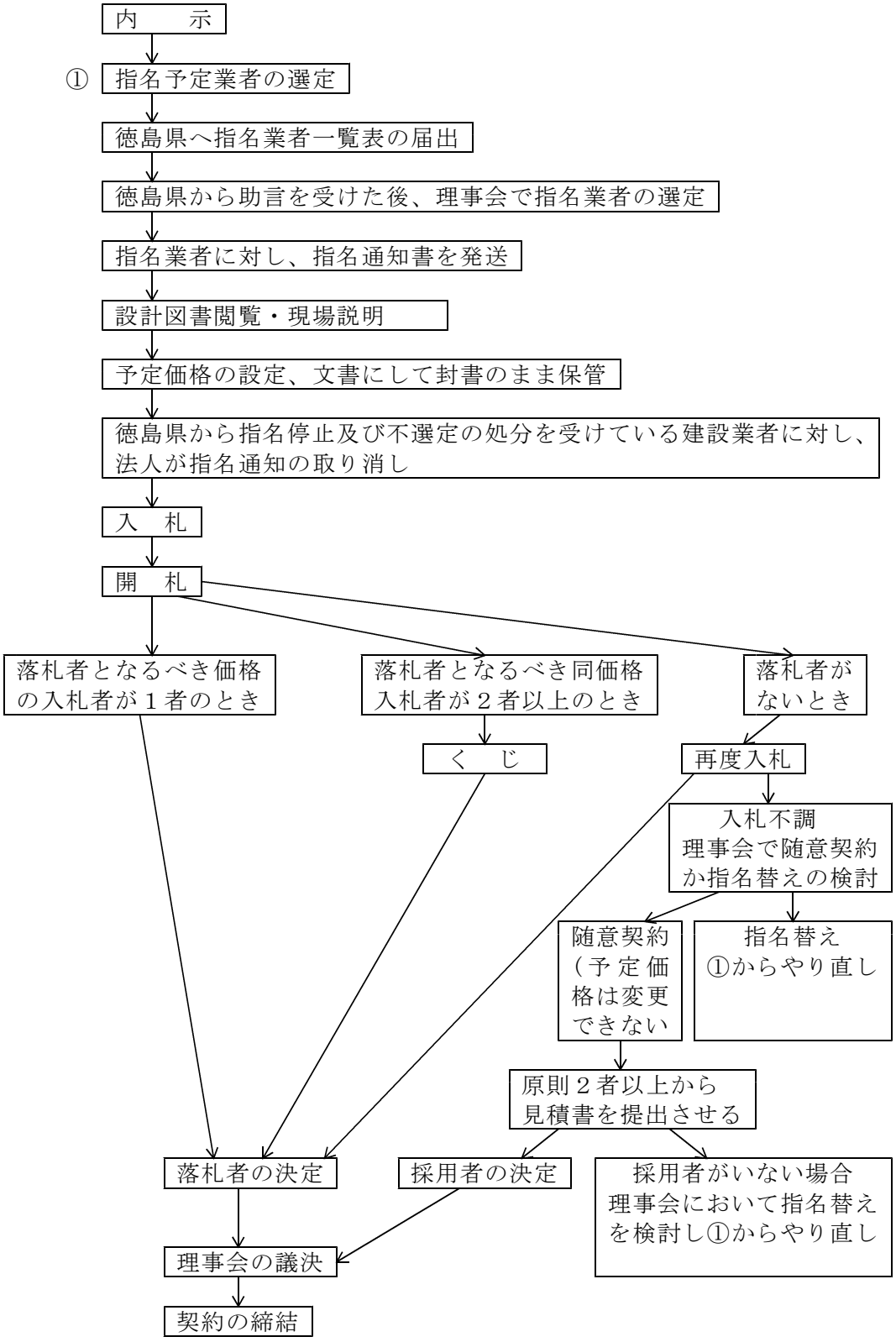

様式１

（用紙Ａ４）

入　　札　　書

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

１　入札書記載金額

２　工　　事　　名

３　路　線　名　等

４　工　事　箇　所

５　入 札 保 証 金　　免　除

上記により工事の請負をいたしたいので、競争契約入札心得及び徳島県契約事務規則（昭和３９年徳島県規則第３９号）により入札します。

年　　月　　日

入札者　住　　所
商号又は名称
代 表 者 名

殿

様式２

（用紙Ａ４）

入　札　辞　退　届

１　工 事 名（委託業務名）

２　路線名等

３　工事箇所（委託業務箇所）

上記について指名を受けましたが、次の理由により入札を辞退します。

理　　由

年　　月　　日

住所

商号又は名称

代表者名

殿

予　定　価　格　調　書

番号			
1			
工事名	障害者支援施設　〇〇〇〇〇園　新築工事		
路線名等			
工事箇所	徳島県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇番地		
設計金額	￥	設計金額 （税抜き価格）	￥
予定価格	￥	予定価格の入札書比較価格(税抜き価格)	￥

社会福祉法人　〇〇〇〇会

理　事　長　　〇〇〇〇　印

最　低　制　限　価　格　調　書

番号			
1			
工事名	障害者支援施設　〇〇〇〇〇園　新築工事		
路線名等			
工事箇所	徳島県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇番地		
予定価格	￥	予定価格の入札書比較価格（税抜き価格）	￥
最低制限価格	￥	最低制限価格の入札書比較価格(税抜き価格)	￥

社会福祉法人　〇〇〇〇会

理　事　長　　〇〇〇〇　印

（注）最低制限価格を設定する場合のみ使用すること。

○入札事務の手順

注）消費税率８％として記載

番号	項　　目	留　　意　　事　　項
1	指名業者の審査	1　指名業者の許可有効期限切れはないか。 2　法人への組織変更又は商号・住所変更はないか。 3　県外業者で年間受任者の変更はないか。
2	入札執行伺	
3	指名通知	1　現場説明の必要性の検討 2　仕様書の閲覧時期の決定 3　適正な工期の決定 4　指名内申書（又は指名審査表）と指名通知書の突合・確認 5　県外業者で、年間委任状が提出されている者については、受任先へ通知
4	入札比較表・入札件名表の作成	1　入札比較表（別紙様式）の作成 2　入札箱に表示する入札件名表の作成 3　入札日前日までに提出のあった入札辞退届の確認
5	入札会場の準備	1　入札箱の備えつけ 2　入札箱に入札件名表を貼付 （注）誤った場所に投函しないように他の投函口をふさぐこと。 3　「競争契約入札心得」を会場に見易い場所に掲示
6	代理入札する場合の委任状の審査	『代理人の方は委任状を提出してください。』 1　委任状に記載されている事項に誤りがないかの確認 2　特に委任者・受任者の記名押印、委任事項が明記されているか。 3　年間委任状を提出している県外業者は、代理人（年間受任者）と復代理人との関係を確認
7	指名業者の出席確認	『出席の確認をしますので返事をしてください。』 （辞退届が提出されている場合）

番号	項　　目	留　　意　　事　　項
		『この入札の辞退者は、○○建設・・・となっております。間違いありませんか。』 1　入札比較表により出席の確認をとる。 2　辞退者・欠席者は、入札棄権として入札を執行 （注）・入札執行前に入札辞退届を提出した者は、入札会場から退出してもらう。 ・辞退届の提出がなく入札を欠席した者は、入札不参加の理由書を提出させる。
8	入札にあたっての注意事項の説明	『それでは、入札の前に注意事項を説明します。この入札は、徳島県契約事務規則及び競争契約入札心得に基づき執行します。入札書の入札金額、工事名、路線名等、工事箇所名、年月日に誤りがないか十分注意してください。宛名は徳島県知事（土木事務所長）になります。代理人が入札する場合は、代理人の記名押印のもれがないか確認してください。誤りがあった場合は、無効となります。また、徳島県では、最低制限価格を設定していますので、最低制限価格を下回った入札をした者は失格となります。無効、失格になったものは再入札になった場合に、入札に参加できません。 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。 それでは、もう一度確認してください。』 以上の説明については省略することができる。
9	入札書の提出	1　入札時間前に全員出席の場合 『入札までまだ時間がありますが、全員揃っておりますので入札を執行します。よろしいか。』 全員の同意を確認して入札を執行 （注）同時に複数の入札を執行する場合 『誤って、他のところに投函した場合は無効となりますので投函場所を確認のうえ入札してくだ

番号	項　　目	留　　意　　事　　項
		さい。』 『ただいまから、○○工事○○他○件の入札を執行します。入札書を提出してください。』 2　所定の入札時間になった場合 『入札時間がきましたので、ただいまから○○工事○○他○件の入札を執行します。入札書を提出してください。』
10	入札書提出の打切	『全員入札書の提出を終わりましたか。』 全員の入札書の提出が終わったことを確認して 『これで入札書の提出を打ち切ります。』 （注）　入札書提出の打ち切りを宣言した後の入札書の提出は認めない。
11	開　　札	1　入札書開札の宣言 『ただいまから開札をおこないます。』 2　所定の順序（指名通知番号）に従って一件ごとに開札 3　入札書一件ごとに審査 （入札執行者は、入札書の金額、工事名、路線名等、工事箇所、年月日、記名押印、委任関係等を審査し、更に入札事務担当者が点検する。再点検後、入札執行者は、入札書を金額の低い順番に上から並べ確認する。無効札は無効と記入し一番下に書く。） 4　入札結果の発表 （入札執行者が入札書一件ごとに業者名、入札金額を発表し、入札事務担当者が復唱のうえ入札比較表に記入する。） 『それでは、○○工事○○の入札の結果を発表します。○○建設○○円』 5　落札者の決定 （入札執行者は、予定・制限価格調査を開封し、予定価格及び最低制限価格と最低入札金額とを比較し、落札（予定価格≧最低入札金額≧最低制限価格）は再入札（予定価格＜最低入札金額）を決定する。 (1)　落札の場合

番号	項　　目	留　　意　　事　　項
		『これに8％を加算した金額で落札決定。』 (2)　最低制限価格を下回った者がある場合 『○○建設は、最低制限価格未満のため失格。○○建設入札書記載金額○○円、これに8％を加算した金額で落札決定。』 (3)　無効入札があった場合 『○○建設は、無効』無効の理由は述べない。 (4)　再入札の場合 『予定価格超過により再入札とします。』
12	再　入　札	1　入札書に「再」の字を記入させる。 『入札書に、必ず再の字を記入して「再入札書」としてください。再の字がない場合は無効となります。』 2　入札回数は、当初を含めて2回までとすること。 3　再入札で落札者がないときは、入札不調として入札を打ち切る旨宣言しておく。 『次の入札で落札者がない場合は、入札を打ち切ります。』 4　再入札にあたり入札辞退の申出があった者については、入札心得に定められた様式（入札書の余白を利用しても可）によりその場で辞退届の提出を求める。
13	入札が不調となった場合	1　入札打ち切りの宣言 『この入札は、予定価格超過のため入札不調により打ち切ります。』 2　指名替え又は随意契約の検討 随意契約とする場合 （原則として、2回目の入札の最低入札金額の入札者及び次順位の入札者より見積書を徴することとし、執行伺いをとること。なお、予定価格は変更できない。）
14	同価入札のくじによる落札者の	1　同価格の最低入札書が2つ以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

番号	項　　目	留　　意　　事　　項
	決定	2　まず、抽選順序を決めるくじを引かせる。 3　決定した順序により落札者決定のくじを引かせる。 （抽選順序のくじは入札事務担当者が作成する。） （落札者決定のくじは入札執行者が作成する。）
15	入札者が１人になった場合	1　入札執行前に辞退にともない入札者が１人になった場合 『この入札は入札者が１人となったため入札を打ち切ります。』 2　無効入札により入札者が１人になった場合 『○○建設は○○円。●●建設は無効。この入札は１人になったため入札を打ち切ります。』 （注）　この場合、○○建設の入札書の入札金額が（予定価格≧入札金額≧最低制限価格）であれば、落札を決定する。 3　失格により有効な入札者が１人になった場合 『○○建設は○○円。●●建設は失格、この入札は有効な入札者が１人になったため入札を打ち切ります。』 （注）　この場合、○○建設は入札書の入札金額が（予定価格≧入札金額≧最低制限価格）であれば、落札を決定する。
16	入札書類の編てつ	１件工事ごとに入札関係書類を編てつする。
17	入札結果の公開	入札比較表をコピーして速やかに閲覧に供する。 （注）　公開する入札比較表からは予算額及び残額を削除すること。

＜参考２＞

入札書の入札価格の無効・有効の判断例

〔昭和49年11月16日　監課第731号　監理課長から土木部各課(室)長、土木部各出先機関の長あて「最低制限価格の廃止に伴う取扱いについて」から抜すい〕

例

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	2	3	4	5	0	0	0	

不明確のため無効

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥		23	4	5	0	0	0	0

同　上

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	23	4	5	0	0	0	0	

同　上

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥		2	3	4	5	0	0	0

有　効

この例の、金額単位の文字（億、千、百等）の印刷がないときは、当然有効扱いとなる。

○適正な入札事務の執行について

（昭和56年６月29日　監第238号
土木部長から住宅課長、営繕課長、土木部各出先機関の長あて）

入札事務については、従来よりその適正な執行に十分留意されていることとは思いますが、最近一部において必ずしも適正な入札執行とは思料されがたい事案が発生しております。

入札事務は性質上その処理を誤まるといろいろの誤解、不信感を招くことになりかねないため、今後は、地方自治法施行令、徳島県契約事務規則及び建設工事入札心得を厳守することはもちろんのこと、より一層の適正な入札事務の執行を期するため、特に次の事項に十分留意し遺憾のないようしてください。

1　入札会場には、必ず「競争契約入札心得」を掲示すること。

2　入札時間を厳守し、入札参加者を確認すること。また、入札会場において参加者の私語は禁止すること。

3　多件数の入札を同一日に執行する場合は、指名通知書に記載する入札時間を適宜（例えば５件毎に）ずらす等して、一時に多数が集合することにより会場が混乱しないよう適切な配慮をすること。

4　入札者が誤って他の入札箱に投かんすることのないよう、原則として１件ごとに入札書を投かんさせる等、適切な執行管理に努めること。

5　入札書提出の打切りを宣言した後は、入札書の提出は認めないこと。

6　入札書の投かん後は、その引換え、変更又は取消しは認めないこと。

○再度入札に付しても落札者がない場合の取扱いについて

（平成５年12月８日　監第343号
土木部長から住宅課長、営繕課長、土木部各出先機関の長あて）

地方自治法施行令第167条の２の規定により、指名競争入札の場合再度入札に付しても落札者がないときは随時契約をすることができるとされております。

ついては、再度の入札に付しても落札者がない場合の取扱いを次のとおり定めたので、本通知日以降の入札については、この通知により取扱ってください。

なお、昭和45年３月31日監第416号「工事請負契約に伴う入札事務の合理化について」は廃止します。

1　入札執行回数は、原則として当初を含めて２回を限度とするものとし、この限度内において落札者がないときは、予定価格と最低入札金額を検討し、随意契約ができると認めるときを除き、指名替等を行い、再度公告入札を行うものとする。

2　随意契約とする場合は、原則として最低入札者及び次順位の入札者から見積書の提出を求め、適当と認められるものについて随意契約をすること。

なお、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできないこと。